

山梨県建築物エネルギー消費性能基準適合認定要綱

平成28年 4月 1日

建住 第 7022 号

平成29年 3月30日

建住 第 5897 号

令和 3年 4月 1日

建住 第 5675 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、山梨県知事（以下「知事」という。）が所管行政庁として行う法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定（以下「認定」という。）に係る法の施行に関して適用する。

(事前手続き等)

第3条 法第41条第1項の規定により認定の申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定の申請の前に、原則として山梨県手数料条例（平成12年山梨県条例第3号）別表第2の188の項イに規定する適合証等の交付を受けるものとする。

(認定申請)

第4条 認定申請者は、規則第30条に規定するほか、前条の書類を添えて認定の申請を行うものとする。

(取下届)

第5条 認定申請者は、認定の申請を取り下げるときは、様式1による取下届の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(報告)

第6条 認定建築主は、法第43条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、様式2による建築物エネルギー消費性能基準適合状況報告書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。